

ガス料金に関する大切なお知らせ

日頃は京和ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社はこれまでお客さまの安心で快適な暮らしに貢献するために安心・安全を使命としてエネルギーをお届けしてまいりました。

当社はこれからも安定したエネルギーの供給に努めるとともに、お客さまのお役に立てるサービスの向上に尽くしてまいります。

今回の「ガス料金に関する大切なお知らせ」は、平成29年4月の都市ガス小売全面自由化に際して、料金その他の供給条件を改めてご説明させていただくためのものです。

**今後とも、京和ガスをご愛顧賜りますよう、
何卒、よろしくお願いいたします。**

都市ガス小売全面自由化について

- ガス事業法が改正され、平成29年4月から都市ガス小売全面自由化が実施されることになり、都市ガスをお使いのすべてのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度になります。（当社においては、一般ガス供給約款を除き、ガス料金を設定する際の行政手続きが不要となります。）
- これに伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」（17桁）が設定されます。「供給地点特定番号」は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」などで3月よりお知らせいたします。

一般ガス供給約款でご契約中のお客さま

家庭用
業務用
選択約款でご契約中のお客さま

詳しくは
裏面を
ご覧ください。



京和ガス株式会社

KEIWA GAS

「ガス料金に関する大切なお知らせ」は、平成29年4月の都市ガス小売全面自由化に際して料金その他の供給条件を改めてご説明させていただいたためのものです。

一般ガス供給約款でご契約中のお客さまへ

平成29年3月31日時点で一般ガス供給約款をご契約いただいているお客さまにつきましては、平成29年4月1日以降、現在のご契約内容の変更はありません。

対象契約種別

！ 検針票でご確認ください 下記参照

一般ガス供給約款（一般料金）

お知らせ

- ①平成29年4月1日以降、現在の一般ガス供給約款で定める**料金その他の供給条件に変更はありません。**
- ②平成29年4月1日以降も一般ガス供給約款で契約を継続いただける場合は、**お手続きは不要です。**
- ③一般ガス供給約款の内容を変更の際は、その変更内容を従来通り店頭に掲示するとともに、当社ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。

検針票（ガスご使用量のお知らせ）の見方

1	ガスご使用量のお知らせ(兼) ガス料金等口座振替済額取証 11000000000000000000 11000000000000000000 山和 太郎 様 ご住所 東京都江戸川区東葛飾1-2254 契約プラン 1011999
2	ガスご使用量のお知らせ 2017.12.12 13:22 振替予定日 1月23日 次回検針予定日 2月3日 今月指針 6,902 m ³ 約限指針 0,858 m ³ 今月使用量 244 m ³
3	ご請求予定額 18,644 円 (内消費税等相当額 1,381 円) 標準料金 21,493 円 割引額 -2,795 円 口座割引額 -54 円
4	ガス料金等口座振替済額取証 2016年12月分 契約 エネファーム契約等 適用期間 11月5日~12月6日 振替日 12月20日 ご使用量 237 m ³ 徴収金額 18,035 円 (内消費税等相当額 1,335 円) 標準料金 18,035 円
4	適用単価対価(税込) 契約 エネファーム契約等 適用区分(m ³) 基本料金 当月単価 翌月単価 A 0 ~ 20 859.44 126.61 127.57 B 21 ~ 50 1,137.64 122.59 122.80 C 51 ~ 9,999.14 79.34 74.85

お客さま番号

①の番号がお客さまの番号になります。

検針年月

②検針をおこなった年月になります。

今回の使用量

③検針年月のガス使用量になります。

対象契約種別

④ご契約中の料金プランになります。

家庭用業務用選択約款でご契約中のお客さまへ

平成29年3月31日時点で選択約款をご契約いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更等により、平成29年4月1日以降、ご契約内容を一部変更させていただきます。**(ガス料金の変更はございません。)**

対象契約種別

！ 検針票でご確認ください 左ページ参照

- 家庭用選択約款（家庭用空調契約、家庭用床暖房契約、家庭用暖房契約、高効率給湯器契約、エネファーム契約、コージェネ契約）
- 業務用選択約款

変更内容

- ①今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更いたします。
- ②他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定いたします。
- ③単位料金の調整における、平均原料価格の上限を定めた規定を削除いたします。
- ④ガス工事を申し込む方は、当社（導管部門）が別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）にお申し込みさせていただきます。
- ⑤当社は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします）
- ⑥各種約款の変更（契約期間の延伸を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、インターネット上で開示またはその他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみ説明し、記載いたします。

※変更後の供給条件（約款）は当社ホームページに掲載いたしますので、ご覧ください。（3月下旬予定）
※書面をご希望のお客さまは、【TEL：04-7155-1500【受付時間】月曜日～土曜日 9:00～17:00【休業日】日曜日、】までご連絡ください。

上記変更内容をご承諾いただける場合は、お手続きは不要です。

ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、当社までご連絡ください。

TEL：04-7155-1500

受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00